

宮城県告示第二百八十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 東松島市
- 二 事業の種類 陸前赤井駅前広場整備事業
- 三 起業地
  - 1 収用の部分 宮城県東松島市赤井字川前一地内
  - 2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

陸前赤井駅前広場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である東松島市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する

充分な意思と能力を有することから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

### 3 法第二十条第三号の要件への適合性について

#### (一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

東松島市の主たる公共交通機関である J R 仙石線は、市民の移動手段として重要な役割を担っており、その利便性や安全性の確保は、快適で住みよいまちづくりのための課題であり、東松島市長期総合計画においても、J R 仙石線の各駅前周辺環境整備を進めることとし積極的な推進を図っている。

J R 仙石線の駅は市内に八駅あるがその一つである陸前赤井駅は、市の東部に位置し周辺では土地区画整理事業等による住宅地整備が行われており、朝夕は隣接する石巻市、仙台都市圏への通勤、通学者や駅近隣の施設の利用者等で混雑している。

現在の陸前赤井駅前には、歩行者と車の動線が分離されておらずロータリーもないため、送迎車やタクシーの利用者が車道を横切り、また、送迎車等の U ターンも行われることから自動車と歩行者が交錯し事故が懸念されている。さらに、送迎車やタクシーの路上待機も日常化していることから円滑な交通流も確保されていない状況であり対策が急務となっている。

本件事業は、駅前広場として走行レーンと乗降スペースに区分した車道部、タクシープール及び歩行者通路等を設置したロータリーを整備するもので、歩行者と車を分離し事故防止を図るとともに円滑な交通流を確保するものである。

本件事業の施行により、駅前周辺環境整備が図られ、利便性、安全性が向上し、住みよいまちづくりにも寄与するものであり得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地において、希少動植物や文化財等は存在せず、工事施工中の騒音についても、騒音規制法に定める規制基準を遵守するほか駅利用者等の安全に十分に配慮した工事施工を実施することから影響は軽微であると認められる。

(三) 代替案について

本件事業の起業地は、利用者の安全が確保され利便性がよく、工事費等の経済的条件等を考慮して選定された二候補地の比較検討を経て決定されており、合理的なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに(三)で述べたとおり本件事業の起業地は代替案と比較して合理的なものと認められることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

陸前赤井駅前にはロータリーが整備されていないため歩行者の安全が確保されていない状況であり、駅利用者や地元から整備を要望されていることから早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、各施設の目的を実現するために必要な最小限の範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にと

どめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

1 から 4 までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足するものと判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 東松島市役所（建設部都市計画課）